

第47条関係 駐車施設の整備に関する基準

担当 防犯交通安全課 Tel 04-2998-9140

都市計画課 Tel 04-2998-9192

条例第47条に規定する駐車施設の整備については、次に定める基準とする。なお、鉄道駅からの距離その他の事情により、駐車需要が低いと見込まれ、周辺道路等の交通安全及び交通に及ぼす影響がないと市長が認めるときは、駐車需要に応じた台数とことができる。

1 自動車駐車場の設置基準（防犯交通安全課）

(1) 次の表に掲げる建築物は、設置基準以上（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。以下同じ。）の自動車駐車場を開発事業区域内に設置する。なお、荷さばき用駐車場を設置する場合は、標準駐車場の台数に含めることができる。

	対象建築物		設置基準	
	用途	規模	標準駐車場	荷さばき用
(ア)	共同住宅・長屋住宅	延べ床面積が 2,000 m ² を超 える建築物	計画戸数を6戸 で除して得た数 以上	計画戸数が50 戸以上の場合は 1台以上（来客 用等の用途との 併用可能）
(イ)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、 放送用スタジオ、公会堂、集会場、 展示場、結婚式場、斎場、 旅館、ホテル、料理店、飲食店、 待合、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、舞踏場、 遊技場、ボーリング場、体育館、 百貨店その他の店舗、事務所、 病院、卸売市場、倉庫、工場	延べ床面積が 1,000 m ² を超 える建築物	延べ床面積を 200 m ² で除して 得た数以上。 または、見込ま れる従業員、來 客者、送迎車、 搬入車等の駐車 台数	延べ床面積が 2,000 m ² を超 える場合は、1台 以上
(ウ)	(ア)と(イ)の用途が複合する 建築物	(ア)の延べ 床面積に0.5 を乗じて得た 面積と(イ) の延べ床面積 の合計が 1,000 m ² を超 える建築物	(ア)の設置基準 と(イ)の設置基 準の合計	(ア)の設置基準 と(イ)の設置基 準の合計

(2) (ア)及び(イ)の延べ床面積は、自動車及び自転車等を駐車する部分を除いた面積とする。

(3) 開発事業地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ床面積の合計とする（以下同じ。）。

(4) 標準駐車場の一部を軽自動車用とすることができます。

(5) 大規模小売店舗立地法に該当する施設は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」で示す台数の標準駐車場と荷さば

き用駐車場を設置すること。

(6) 居住者のみを会員とするカーシェアリング制度を導入する場合、運用計画等を提出することで、計画戸数に4分の3で乗じた数を標準駐車場の計画戸数とすることができる。

(7) 車いす使用者用駐車場を設置する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び埼玉県福祉のまちづくり条例等の関係法令を遵守すること。

(8) 開発事業区域外駐車場設置の特例

次のいずれかに該当する場合は、開発事業区域の境界線から水平距離でおおむね300m以内の場所に、開発事業区域内に必要とされる自動車駐車場を設けることができる。

i 敷地面積が500m²未満の場合

ii 敷地の形態が著しく不整形又は間口が狭小の場合

iii 敷地が接する前面道路の交通規制により、自動車の出入りが不可能な時間帯（スクールゾーンによる時間規制は除く。）がある場合又は周辺道路の交通事情等から駐車場を設けることが適当でないと認められる場合

iv その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 自転車等駐車場の設置基準（防犯交通安全課）

(1) 次の表に掲げる建築物は、設置基準以上の自転車等駐車場を開発事業区域内に設置する。

対象建築物		設置基準
用途	規模	
共同住宅、長屋住宅、寄宿舎		計画戸数に1.5を乗じて得た数以上。なお、単身で居住することを目的とした一戸当たりの床面積が40m ² 未満の住宅は、居住者一人につき1台以上とすることができる。そのうちの一部を原動機付自転車の駐車場とする。
百貨店、スーパー、マーケット等の小売店舗、銀行等の金融機関、遊技場、飲食店	延べ床面積が500m ² 以下の建築物	延べ床面積を40m ² で除して得た数以上。そのうちの一部を原動機付自転車と自動二輪車の駐車場とする。
	延べ床面積が500m ² を超える建築物	商業地域及び近隣商業地域は、延べ床面積を20m ² で除して得た数以上。なお、延べ床面積が5,000m ² を超える部分は、40m ² で除して得た数以上。そのうちの一部を原動機付自転車と自動二輪車の駐車場とする。 その他の地域は、延べ床面積を40m ² で除して得た数以上。なお、延べ床面積が5,000m ² を超える部分は、80m ² で除して得た数以上。そのうちの一部を原動機付自転車と自動二輪車の駐車場とする。

(2) 百貨店、スーパー、マーケット等の小売店舗、銀行等の金融機関、遊技場の延べ床面積は、所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例施行規則第2条に定める部分の面積とする。

(3) 飲食店の延べ床面積は、客室及び調理場に類する部分の面積とする。

(4) 開発事業区域が複数の用途地域にまたがる場合は、用途地域ごとに合算した面積で最大面積の

用途地域を適用する。

3 駐車施設の規模及び構造（防犯交通安全課）

駐車施設の1台当たりの規模は、機械式駐車場やラック式自転車駐車場等を除き次のとおりとし、自動車駐車場は、区画標示する。

また、他の自動車や自転車等を移動することなしに安全かつ円滑に出入りができるものとする。

標準駐車場	幅2.5m以上、奥行5.0m以上
軽自動車用	幅2.0m以上、奥行4.0m以上
車いす使用者用	幅3.5m以上、奥行5.0m以上（車いす使用者用である旨を表示）
荷さばき用	幅2.5m以上、奥行5.0m以上（荷さばき用である旨を表示）
自転車用	幅0.6m以上、奥行1.9m以上
原動機付自転車用	幅0.9m以上、奥行1.9m以上
自動二輪車用	幅1.0m以上、奥行2.3m以上

4 その他（都市計画課）

自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場を設置する場合、駐車施設の整備に当たっては、駐車場法（昭和35年法律第105号）第11条の規定等、関係法令を遵守すること。